ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業

平成28年度要求額

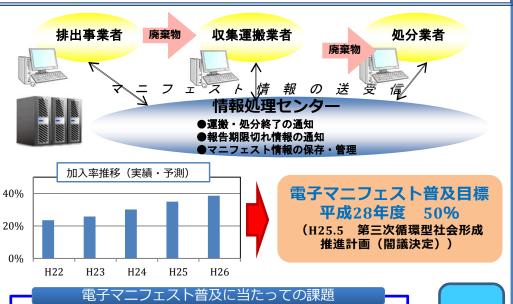
100百万円(40百万円)



背景・目的

○電子マニフェストとは

マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者 が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組みにより、排出事業者が自 ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排 出事業者としての処理責任を徹底し、不法投棄等を防止するためのもの。



- 紙マニフェストは排出現場で、マニフェストの記載内容と実際の廃棄 物の内容を確認し、その場で処理業者が修正依頼可能。
- 電子マニフェストは、処理業者は登録・修正できない。
 - 処理業者が現場で確認した廃棄物と排出事業者が登録する 内容が異なることが多い。
 - 処理業者は事後に登録内容を確認し、電話等で排出事業者 に修正を依頼する必要がある。
- 紙マニフェストの様式と違うため、新たに登録方法を覚えなければな らない。
- 処理業者への電子マニフェスト普及が進まない。
 - 処理業者全体の加入率約2割(収集運搬業者については加入
- 処理業者が電子マニフェストに加入していないと、排出事業者は電子 マニフェストを利用できない。
- 排出事業者に対する普及を妨げる要因となっている。

棄 な普及方策 理業者に が 必 対す る

事業概要

- 電子マニフェストシステムの機能強化
- 電子マニフェスト普及啓発事業の実施
- 平成29年度以降の普及方策の検討

事業スキーム

環境省



民間企業 (事業の実施)

成果報告

期待される効果

- 廃棄物処理システムの透明化、法令遵守の徹底等が可能となり、排出者責任の確保及び 不法投棄の未然防止に寄与。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」に掲げられた 「社会全体のIT化」に資する

電子マニフェストシステムの機能強化

排出現場

- タブレット用アプリを用いて現場で登録・修正
- 処理業者のID・パスワードでアプリを起動して仮登録が可能
 - → 登録には排出事業者のパスワードを用いて承認が必要
 - → 端末やアプリには排出事業者のパスワードは残さない。



紙マニフェスト と同じ画面のア プリとし、使い 勝手が向上







● 排出事業者は本社等からも、JWNETの ホームページから登録状況を確認可能

電子マニフェスト普及啓発事業の実施

- 電子マニフェスト研修会の開催
 - 電子マニフェストの仕組み、メリット等について研修会で説明
- 操作説明会の開催
 - 電子マニフェストシステムの実際の画面を使用し、操作方法を説明